

# 島根県観光おもてなし環境整備補助金

県内外の多数の観光客が利用する県内の観光地周辺において、暑熱対策としてミスト設備を設置する経費の一部を支援します。

## ■補助対象事業 等

補助対象事業	暑熱環境の緩和のためのミスト設備の設置。ただし、次の要件をすべて満たすものとする。 (1) 人が自由に入出入りできる場所において、人が通行し、休憩し、またはとどまる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること (2) 多くの観光客の利用が見込める設置場所であること 定義：観光入込客延べ数が、年間20万人以上、かつ7月から9月の3か月間で5万人以上となる観光地が設置場所より1km圏内にあること。ただし、世界遺産、国宝等に認定されるなど、特に県が認めた観光地においては2km圏内とする (3) 補助金の交付を受けようとする年度の定められた期間内に新たに設置するものであること
補助対象事業者	県内の市町村
補助対象経費	ミスト設備の設置等に要する経費（工事費、設計費、施工管理費、設備費、備品費等） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。 ※詳細については別表第2のとおり
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）
補助限度額	2,000千円
その他	補助対象経費が300千円（補助金交付申請額150千円）を超える事業計画であること。 また、消費税及び地方消費税等については補助対象経費から除外すること。

## ■補助事業の期間

交付決定日から令和8年11月2日まで

（交付決定日以降の契約及び支出に限り、補助金対象となりますのでご注意ください。）

## ■その他

詳しくは『島根県観光おもてなし環境整備事業補助金交付要綱』をご覧ください。

【島根県ホームページ】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/kankoumotenashikankyoseibijigyo.html>

【問合せ先】

島根県商工労働部観光振興課

観光企画係 担当：石原 電話：0852-22-5625